

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示
漁業災害補償法による付保義務の発生(六三八・水産漁港課)

公告
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿総合農林事務所)
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)六件

告示

秋田県告示第六百三十八号
次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号)第百八条の二第二項に規定する特定第三号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同法第百八条の二第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。
平成十四年九月二十四日

象潟加入区 さけ・ます小型定置漁業
仁賀保加入区 さけ・ます小型定置漁業

秋田県知事 寺田典城

公告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、十三合堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

平鹿郡十文字町鼎字上野村八番地	小国昌康
十五野新田字坊主沢百十七番地	竹本義厚
佐賀会字新山前六番地	守屋敬一
上鍋倉字上掬五の一番地	黒沢保
鼎字石川原九の六番地	小松誠悦
鼎字住吉三十一の一番地	土田誠
平鹿町下鍋倉字鍋倉百二十七番地	吉田明
浅舞字十五野北百八の一番地	柿崎新一
十文字町十五野新田字十五野四十二番地	佐藤昭悦
上鍋倉字富沢五十四番地	佐藤征夫
鼎字荒田目十番地	佐藤文碩
佐賀会字伊賀利百五十九番地	樋渡清一
鼎字能平喜四十六番地	安藤長左門

二 就任理事の住所及び氏名

平鹿郡十文字町鼎字上野村八番地	小国昌康
鼎字能平喜四十六番地	安藤長左門
鼎字住吉三十一の一番地	土田誠
佐賀会字新関七十八番地	小川久美雄
字新山前六番地	守屋敬一
平鹿町浅舞字十五野北百八の一番地	柿崎新一
十文字町十五野新田字十五野四十番地	前田清孝
上鍋倉字上掬五の一番地	黒沢保
字富沢四十七番地	佐々木茂晴

三 退任監事の住所及び氏名

平鹿郡十文字町佐賀会字石川原七十五番地	小川英雄
十五野新田字新処十一番地	佐藤義雄
字十五野百十七番地	佐藤邦雄
上鍋倉字清水田二十八番地	柴田文雄

四 就任監事の住所及び氏名

平鹿郡十文字町佐賀会字伊賀利百五十九番地	樋渡清一
十五野新田字坊主沢百十七番地	竹本義厚
字新処十一番地	佐藤義雄

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年九月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
眼球運動計測装置 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十四年十一月二十九日（金）
 - (四) 納入場所
秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年九月二十四日（火）から同年十月三日（木）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十月九日（水）午前十時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

秋田県知事 寺 田 典 城

- 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年九月二十四日
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
X線透視撮影装置 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十五年一月三十一日（金）
 - (四) 納入場所
秋田県小児療育センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (一) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年九月二十四日(火)から同年十月三日(木)までの期間、随時交付する。
 - 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十月九日(水)午前十時四十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
 - 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
 - 六 その他
 - (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年九月二十四日

一 入札に付する事項

秋田県知事 寺田典城

- (一) 購入物品名及び数量
X線画像読取装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年一月三十一日(金)
- (四) 納入場所
秋田県小児療育センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年九月二十四日(火)から同年十月三日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十月九日(水)午前十時五十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年九月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

波長分散型蛍光X線分析装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年二月二十日(木)

(四) 納入場所

秋田県立大学本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年九月二十四日(火)から同年十月三日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十月九日(水)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年九月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

高速ガス分析装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年十一月五日(火)
(四) 納入場所
秋田県立大学本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年九月二十四日(火)から同年十月三日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十月九日(水)午前十一時十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
その他
詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年九月二十四日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

高速液体クロマトグラフ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年十一月二十日(水)

(四) 納入場所

秋田県立大学本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年九月二十四日(火)から同年十月三日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十月九日(水)午前十一時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 F A X(863)〇〇〇五
E-mail:matsubaransatsu.co.jp

